

教育動向

00・11・1 全日制は22学級削減

1 県内公立高校来年度募集計画1

統合で8学区に

県教育委員会は十月三十一日、二〇〇

一年度の公立高校募集計画と学校・学科

ごとの選抜方法を発表。村上学区と新発

田学区、長岡学区と柏崎学区をそれぞれ

統合し、従来の十学区から八学区に変更

した。全日制普通科では、隣接学区から

も定員の二五〜二五%の範囲内で入学で

きる「入学許容率」（パーセント条項）

を初めて導入。来春の中学校卒業生は今

年度に比べ一〇八〇人少ない二万九一六

二人となるため、全日制は二十二学級減

の五八四学級となる。（新潟日報）

11・2 公立保育園で全国初「毎日24時

間あずかります」（上越市）

急な残業や病気などの際、子どもを一

時的に預けられる二十四時間型の市立の

保育施設「上越ファミリーヘルプ保育園」

が一日、同市土橋にオープンした。厚生

省によると、自治体が設置する二十四時
間型保育施設は金沢市に次ぎ二ヶ所目、
毎日対応できる施設としては全国初。

対象は、同市にすむ保護者が仕事や病

気で一時的に保育ができない生後八週間

から就学前の乳幼児。（新潟日報）

11・5 新潟にも「病後児保育園」

病気が回復期の未就学児を預かる「病

後児保育」は、厚生省が少子化対策の就

労、子育て支援と位置づけ、一九九五年

から「乳幼児健康支援サービス事業」

として推進。県内では上越市が九七年十

月から「わかき保育園」、九八年に

「がんぎ通り保育室」を開所。新潟市は

市内の小児科医院に併設する形で「病児

保育よいこのもり」を整備した。看護婦

と保育士だけでなく医師が常駐するため

感染症対策などでより整った看護をでき

ると期待されている。同市は来年度中に

もう一ヶ所の整備を計画している。（新潟日報）

11・25 厳罰化で抑止 疑問 新潟で

集い 少年法改正案を論議

少年犯罪について話し合う「少年犯罪

と少年法を考える集い」（県弁護士会主
催）が新潟市で開かれた。今国会に提出
されている厳罰化を中心とした「少年法
改正案」が少年犯罪の抑止につながるの
かどうかを、約百三十人の市民や専門家
たちが活発に議論した。

基調報告した確井真史・新潟青陵大教

授（心理学）は、少年犯罪が減少傾向に

あることを指摘し、厳罰化の必要性に疑

問を呈した。「少年は子どもなのだから

子ども扱いすべき。大人と同じように罰

するのはどうかと思う」と語った。ま

た、日弁連子どもの権利委員会の板垣剛

弁護士が「少年法改正案」の問題点を報

告。「国会の審議では少年犯罪をどうや

ってなくすかが真剣に議論されていない」と指摘した。（11・27新潟日報）

11・28 改正少年法が成立

刑事罰の対象年齢の引き下げなどを柱

とする改正少年法は衆院本会議で与党三

党（自民、公明、保守）と民主、自由両

党の賛成多数で可決され成立した。共産

党の賛成多数で可決され成立した。共産

党の賛成多数で可決され成立した。共産

党の賛成多数で可決され成立した。共産

党の賛成多数で可決され成立した。共産

れた一九四九年以降、初の抜本的な改正で、少年犯罪に対する厳罰化に重点が置かれている。今後の運用次第では、少年の保護・育成を重視する法律の理念そのものが問われることにもなりそうだ。

(11・29 朝日新聞)

12・19 「サッカーくじ」青少年への悪影響心配 静岡県議会 全会一致意見書
プロサッカーリーグをかけた対象にする「サッカーくじ」がテスト販売された静岡県の県議会本会議で一九日、国に「くじ」実施停止をふくむ万全な青少年健全育成対策を求める意見書が全会一致で採択されました。

意見書は、来春予定の全国販売では「児童、生徒の教育に重大な悪影響を及ぼしている」と認めるときは、停止を含む適切な対応を検討し、青少年の健全育成対策に万全を期すよう強く要望する」としています。

(12・20 赤旗)

12・22 教育国民会議が最終報告

―復古調改正に歯止め―

森喜朗首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」(江崎玲於奈座長)は、最終

報告を首相に提出した。焦点の教育基本法改正問題では、伝統や文化の尊重、家庭、国家などの視点から見直す必要性を打ち出した。ただ「国家至上主義的考え方になってはならない」と復古調の改正には歯止めをかけた。

森首相は最終報告提出を受け「最大限尊重し、教育改革を断行する」と強調、教育基本法見直しに向け中央教育審議会(中教審)への諮問の準備を進めるよう文部省に指示した。

―中間報告を大修正―大揺れの国民会議
拙速な見直し危く

最終報告は教育基本法の見直しを打ち出す一方で、十八歳での奉仕活動義務化を事実上撤回し、九月にまとめた中間報告を大幅に修正した。教育勅語を部分的にでも評価する首相へのけん制と同時に、強制力の行使や統制色の濃い提言に対する国民世論の強い抵抗を感じたためだ。

首相サイドのスケジュール優先の要望の結果、会議発足から最終報告まで九カ月しかなく、十分に議論を尽くしたとも言いがたい。報告をまとめた委員の間から

さえ「中途半端、消化不良のそりは免れない」と拙速な教育改革路線への懸念が聞こえ、提言の実現には、教育現場や親らあらゆるレベルでの慎重な検討が求められる。

教育基本法について、首相は一貫して見直しの必要性を強調。国民会議の議論は大きく揺れた。

―「奉仕活動」安易すぎる―現場から猛反発

文部省は具体化に向けた法改正を検討しているが、教育現場からは「思いつき」「実態を知らなすぎる」など強い反発が出ている。

(12・23 新潟日報)

01・1・16 県第8次総合教育計画案
県教育委員会は、二〇〇一年度から五年間の本県教育施策の指針で、小規模小中学校の活性化や、大学進学率の地域・男女間格差解消などを盛り込んだ県第八次総合教育計画の素案をまとめ、十五日県ホームページや県教育事務所などで公開を始めた。

(新潟日報)

1・15 中2いじめ自殺 「学校側予見できた」 横浜地裁判決

神奈川県津久井町で一九九四年七月、

町立中学二年生だった平野君(当時14)

が自殺したのは学校でのいじめが原因だったとして、両親が当時の同級生十人と神奈川県、津久井町に計約八千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、横浜地裁は同級生のうち九人と県、町に計二百万円を、これとは別に県、町に計約三十九百五十万円の賠償を命令した。原告代理人によると、学校側の自殺の予見可能性を認定した判決は初めてという。親ではなく、加害生徒本人の賠償責任を認めただのは異例。(1・16 新潟日報)

1・16 障害持つ生徒 普通学級への門戸拡大 文部科学省 通学基準見直しへ
心身に障害のある子どもが小中学校の普通学級に進む道を広げるため、文部科学省の研究会議(河合準雄座長)は十五日、進む学校を決める際の基準(就学指導基準)を緩和するとともに、養護学校などに進むべきケースでも子どもや保護者が希望し受け入れ可能なら、通学を認めるよう求める最終報告をまとめた。

報告は、入学前に体験入学の機会を

くることが提言。高校や大学には障害に合わせた入試を工夫して門戸を広げ、入学後の学習支援態勢も充実させるよう求めた。

これを受けて文部科学省は、厳格な運用をしてきた就学指導基準を約四十年ぶりに抜本的に見直す。近年、普通学級への通学を認める市町村の教育委員会が増えており、文部科学省の方針転換で、この流れが加速しそうだ。(新潟日報)

1・17 公立高校学区撤廃「改正」法案提出へ 文部科学省

文部科学省は十六日までに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教育法)」に基づいて都道府県教育委員会が定める公立高校の通学区を撤廃する方針を決めました。同法「改正」案を今月末の通常国会に提出します。これにより、都道府県教委の判断でどの地域からも公立高校に入学できる一県一学区も可能になります。地教育法の第五十条は公立高校の学区制を規定。高校教育の普及や機会均等の観点から都道府県教委に対し、通学区を定めるよう義務付けて

います。しかし、政府の規制改革委員会が学区の一層の弾力化を求めていることなどを踏まえ、学区制を撤廃することにしました。学区制の撤廃によって、できる子が特定の高校に集まるようにし、能力主義に沿った競争教育をより効率的にすすめるねらいがあります。(赤旗)

1・19 進めぬ女性管理職登用

大学婦人協会新潟支部が県内の小中学校教員を対象に、男女平等教育についてアンケートを実施、このほど結果をまとめた。児童、生徒に対しては男女平等教育をすすめている反面、教員間をみると現実には管理職や教務主任など、学校運営にかかわる場面で女性の登用が進んでいない実態が浮き彫りになった。

アンケートは二〇〇〇年二月、県内の約四百人に対して行い百八十四人が回答した。

教員の間をみると「教務主任はほとんどが男性」と答えたのは小学校六九%、中学校では八八%。また中学校女性教員の五〇%が「女性は管理職試験の受験を言い出しにくい雰囲気がある」と回答、

「そう思わない」（四四％）を上回るなど、性別により役割を分ける傾向は教員の側にも強い。

女性の教頭、校長に対しての設問では約三割が今の役職についてから差別を感じたことがあると回答。女性管理職登用の理解が進んでいない実態が垣間見られる。

一九九九年年度の統計によると、県内小中学校の管理職のうち女性の割合は校長四・二％（全国一・一％）、教頭一〇％（同一七・七％）で、いずれも全国を下回る。

（新潟日報）

1・26 文部科学省 6法案を提出へ

「教育新生プラン決定」ゆめ基金創設など
文部科学省は二十五日、今後の教育改革の指針となる「二十一世紀教育新生プラン」を正式に決めた。第一段階として実現可能なものを優先して、通常国会に六つの関連法案を提出。二十人授業が可能な職員定数の改善などは新年度予算で表現させる。その上で第二段階として、教員の免許更新制などは中央教育審議会などで検討し新年度内をめどに結論を出すと

した。さらに教育基本法も教育振興基本計画とともに中教審に諮問する方針だがその時期は示さなかった。プランは、教育改革国民会議の提言に、同省内が検討した改革を加え、具体化のスケジュールを示した。

まず今月末招集の通常国会に、民間団体が行う青少年の体験活動などを助成する「子どもゆめ基金」の創設や、大学学部三年から大学院進学を制度化するなど六つの改正法案を提出。新年度予算案の中にも、不適格教員に対応する人事管理システムや、少人数授業に使う教室整備などを盛り込み順次実現させる。

また、二〇〇一年度中には私立の小中学校の設置基準を明確化し開設を促し、この中で国民会議が提言した自治体出資で民間運営のコミュニティスクールのような新しい形態の可能性も検討する。

さらに第二段階として、青年の奉仕活動促進は関係省庁と協議しながら中教審に諮問。適格性の低い教員をふるい落とす意味もある教員免許更新制の可能性も中教審で検討する。いずれも二〇〇一年

（朝日新聞）

度中をめどに結論を得たいとしている。

1・29 都道府県判断で少人数学級改正法案を国会提出へ 政府・与党
少人数クラスや少人数指導が可能になるよう政府・与党が通常国会に提出を準備している改正法案の内容が二十八日わ

かった。「四十人学級」の原則を一部崩して、都道府県の判断で、より少人数の学級編制をすることを認める。また、通常の学級とは別に、教科によって二十人程度のグループに分けて授業を行うための教員増員を盛り込む。二月上旬に提出する方針で、年度内の成立を目指している。

改正法案は、義務教育標準法や高校標準法など関係六法を一括して改正するもの。①都道府県が小、中、高校の一部で国の標準より小さな学級編成をすることの特例的に認める。②少人数指導のための教員定数を上乘せる。③非常勤講師や定年退職後に再雇用する教員の人件費を定数内で国庫補助する、などが柱となっている。

（朝日新聞）